

練馬区児童育成手当条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 8 年 8 月 2 6 日

練馬区長 吉 田 健 一

練馬区規則第 9 0 号

練馬区児童育成手当条例施行規則の一部を改正する規則

練馬区児童育成手当条例施行規則（昭和46年12月練馬区規則第24号）の一部をつぎのように改正する。

第3条中「3,661,000円」を「3,758,000円」に改める。

付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の練馬区児童育成手当条例施行規則第3条の規定は、令和8年6月以後の月分の児童育成手当の支給について適用し、同年5月以前の月分の児童育成手当の支給については、なお従前の例による。